

## II 被措置児童等虐待に対する対応

### 1. 被措置児童等虐待とは

児童福祉法の改正により規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の規定に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

- 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。
  - ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
  - ②里親若しくはその同居人
  - ③乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等<sup>1</sup>、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
  - ④指定医療機関の管理者その他の従業者
  - ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者
- 被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。
  - ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
    - ・小規模住居型児童養育事業者
    - ・里親
    - ・乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等<sup>1</sup>、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
    - ・指定医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとします。

- ②以下の施設等に保護（委託）された児童
  - ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
  - ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

---

<sup>1</sup>知的障害児施設等とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の総称。